

## 当機構の技術支援業務および技術検証業務の受託方針

### 第1条 技術支援業務の受託方針

- 1) 技術支援業務は、依頼者の技術開発における目的達成に即して行うことを基本とする。
- 2) 技術支援業務の受託に際しては、第三者の立場より、技術支援業務の成果物を作成する。

### 第2条 技術検証業務の受託方針

- 1) 技術検証業務は、第三者の立場より、申込み技術の妥当性を検証することを基本とする。
- 2) 当機構が行う技術検証業務のうち、申込み技術の技術評価は、当機構の建築構造技術審議委員会(以下、審議委員会と略記)において行う。
- 3) 審議委員会において行った申込み技術の技術評価内容は、当機構 HP (新工法のご紹介) 欄に掲載し、申込み技術の詳細を掲載した「建築構造技術評価報告書」を発行する。